平成２３年（フ）第３９９号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目16番５号
破産者　遠藤　満信
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１９号
大阪府池田市古江町86番地の63
破産者　谷畑よし子
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４５号
広島市安佐南区沼田町大字伴6780番地１、開始決定時の住所広島市安佐北区安佐町大字くすの木台59番地14
破産者　林谷　　猛
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１０号
福岡市南区野多目１丁目10番21―206号、開始決定時の住所福岡市南区柏原１丁目36番20号
破産者　志佐　幾範
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２号
福岡県筑紫野市武蔵５丁目６番13号
破産者　服部　俊二
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９３号
福岡市早良区田村４丁目18番23―101号
破産者　柳　　義和
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３８号
熊本市北区四方寄町518番地２
破産者　兼武　成志
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
青森市浪岡大字北中野字天王164番地１
破産者　山平　正明
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２５０号
福島市春日町１番９号
破産者　浅野　良一
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１号
長野県飯山市大字飯山991番地１　コーポ原202、破産手続開始決定時の住所長野県飯山市大字野坂田564番地２
破産者　佐藤　紳也
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
愛知県豊田市広田町稲荷山６番地３　アメニティ豊田201号
破産者　草野　　宏
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
愛知県みよし市三好町姥子15番地１　かをる荘３号
破産者　福井　珠代（旧姓池川）
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
愛知県安城市弁天町３―７　クー・ド・バン104、住民票上の住所愛知県安城市三河安城本町２丁目３番地１　キングスコート・ＳＯＰＨＩＡ三河1002
破産者　伊豆原順一
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
愛知県豊橋市牧野町字北原28番地の１
破産者　荒木　昭夫
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７号
和歌山県日高郡由良町大字神谷279番地、申立前の住所和歌山県日高郡由良町大字神谷360番地の１
破産者　大吉水産こと　中山久壽美
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第１５１号
熊本県菊池郡大津町大字杉水231番地３
破産者　坂本　富人
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７９号
熊本県八代市葭牟田町965番地
破産者　竹岡　秀晃
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１６号
熊本県八代郡氷川町宮原334番地
破産者　松本　　茂
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部